

付託議案説明資料

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 6 年 2 月 2 9 日

総	務	部
企	画	部
財	務	部
県	民 生 活	部
危	機 管 理	部

## <目 次>

1	[第 24 号議案] 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び兵庫県本人 確認情報保護審議会条例の一部を改正する条例	3
2	[第 25 号議案] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	4
3	[第 26 号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	5
4	[第 27 号議案] 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
5	[第 28 号議案] 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する 条例の一部を改正する条例	7
6	[第 29 号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	8
7	[第 30 号議案] 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	9
8	[第 31 号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例	10
9	[第 32 号議案] 兵庫県税条例の一部を改正する条例	11
10	[第 33 号議案] 青少年愛護条例の一部を改正する条例	14
11	[第 37 号議案] 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部 を改正する条例	15
12	[第 50 号議案] 包括外部監査契約の締結	16
13	[第 51～59 号議案] 公の施設の指定管理者の指定	17
14	[第 160 号議案] 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を改正する条例	21

# 1 〔第24号議案〕 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び兵庫県本人確認情報保護審議会条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正により、知事は、条例で定める事務を遂行するときには、市町長から通知のあった附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コードをいう。以下同じ。）を利用等することができること等とされることに伴い、所要の整備を行う。

## 2 制定の概要

### (1) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

ア この条例は、本人確認情報に加えて、附票本人確認情報の提供、利用及び保護に関して必要な事項を定めるものとする（第1条関係）。

イ 附票本人確認情報に係る次の事項を定め、その内容は本人確認情報の場合と同様とする。

(ア) 利用することができる事務（第5条関係）

(イ) 提供することができる知事以外の執行機関及びその事務並びに提供する方法（第6条及び第7条関係）

(ウ) 漏えい等の防止に必要な措置等（第8条関係）

(エ) 附票本人確認情報又は附票本人確認情報の提供等についての開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合に係る諮問先（第9条関係）

(オ) 提供、利用及び保護の状況に関する公表（第10条関係）

ウ 法の引用条文を改める等規定の整備を行う（題名及び第4条、第7条から第9条まで関係）。

### (2) 兵庫県本人確認情報保護審議会条例の一部改正

ア 兵庫県本人確認情報保護審議会の名称を改める（題名及び第1条関係）。

イ 法の引用条文を改める（第1条関係）。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日。ただし、2(1)ウの一部及び(2)イは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

### (2) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2(2)アに伴う規定の整備を行う（第1条、別表第1及び別表第2関係）。

## 2 [第25号議案] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

番号利用法の一部改正に伴い、番号利用法の引用条文を改める等規定の整備を行う。

### 2 制定の概要

法の引用条文を改める等規定の整備を行う（別表第1から別表第3まで関係）。

### 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

### 3 [第26号議案] 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

知事及び教育委員会の事務部局の職員の定数について、次のとおり見直す。

- (1) 職員の定年が引き上げられたことに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員する。
- (2) 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員する。
- (3) 体育施設に関する業務を教育委員会の事務部局から知事の事務部局へ移管することに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員する。

#### 2 制定の概要

##### (1) 兵庫県職員定数条例の一部改正

次の表のとおり、知事の事務部局の職員の定数を増員する。

(単位：人)

区 分	現 行	改正案	増 減
知事	6,273	6,330	+ 57
教育委員会	424	422	△ 2
合 計	6,697	6,752	+ 55

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 4 [第27号議案] 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

本県財政状況を踏まえた県政改革の観点から、月額支給の委員会の委員等の報酬を日額支給とする等所要の措置を講ずる。

### 2 制定の概要

(1) 月額で支給する委員会の委員等の報酬を日額で支給するものとする（第2条、第3条及び別表第1関係）。

区 分		現 行 月 額	改 定 後 日 額
教 育 委 員 会	委 員	290,000 円	委員長・会長 34,300 円 委員 30,000 円
公 安 委 員 会	委 員 長	330,000 円	
	委 員	290,000 円	
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	330,000 円	
	委 員	290,000 円	
監 査 委 員	代 表 監 査 委 員 ※	—	
	議 選 委 員	110,000 円	
	識 見 委 員	290,000 円	
人 事 委 員 会	委 員 長 ※	—	
	委 員	290,000 円	
労 働 委 員 会	会 長	330,000 円	
	公 益 委 員	290,000 円	
	公 労 使 委 員	280,000 円	
収 用 委 員 会	会 長	310,000 円	
	委 員	270,000 円	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	会 長	69,000 円	
	委 員	58,000 円	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	会 長	69,000 円	
	委 員	58,000 円	

※常勤を置いた場合は特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例を適用

(2) その他規定の整備を行う（第4条、第7条、第10条及び第11条関係）。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

当分の間、現行の月額報酬額を月あたりの報酬上限額とする。

## 5 [第28号議案] 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県政改革方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、関係条例について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

#### (1) 給料月額の特例

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する防災監等の給料月額について、引き続き726,000円に減額する措置を実施する（給与条例附則第3条関係）。

#### (2) 管理職手当の特例

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する管理職手当の月額について、行政職7級相当以上の職員については引き続き100分の12に相当する額を減じた額とする措置を実施し、行政職6級相当の職員については引き続き100分の8に相当する額を減じた額とする措置を実施する（給与条例附則第4条及び公立学校教職員等の給与に関する条例附則第3条関係）。

#### (3) 期末手当の特例

令和6年6月及び12月に支給する防災監等の期末手当の額について、引き続き100分の1に相当する額を減じた額とする措置を実施する（給与条例附則第5条関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 6 [第29号議案] 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 給料月額の特例

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する給料月額について、引き続き次の表のとおり減額する措置を実施する（附則第3項関係）。

職 名	減 額 前	減 額 後	(参考) 特例条例減額後
知 事	1,340,000円	1,260,000円	938,000円
副 知 事	1,050,000円	1,008,000円	892,500円
教 育 長	880,000円	854,000円	—
人事委員会の常勤の委員	740,000円	726,000円	—
常勤の監査委員	代表監査委員	740,000円	726,000円
	その他の監査委員	730,000円	716,000円
公営企業及び病院事業の管理者	880,000円	854,000円	—

#### (2) 期末手当の特例

令和6年6月及び12月に支給する期末手当の額について、引き続き次の表に掲げる割合に相当する額を減じた額とする措置を実施する（附則第4項関係）。

職 名	減額割合	(参考) 特例条例減額割合
知 事	100分の5	100分の30
副 知 事	100分の3	100分の15
教 育 長	100分の2	—
人事委員会の常勤の委員	100分の1	—
常勤の監査委員	100分の1	—
公営企業及び病院事業の管理者	100分の2	—

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 7 〔第30号議案〕兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条例についてこれらの法令の引用条文を改める。

### 2 制定の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中地方自治法の引用条文を改める。

ア 兵庫県監査委員に関する条例（第4条関係）

イ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（第6条関係）

ウ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例（第6条関係）

エ 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（第5条関係）

オ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（第3条関係）

カ 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例（第1項関係）

(2) 地方自治法施行令の引用条文を改める（知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例第1項関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 8 [第31号議案] 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

#### (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、危険物取扱者試験の実施に係る手数料の額の標準が改められたこと等に伴い、当該試験の実施に係る手数料等を改める。

#### (2) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(以下「センター」という。)を利用する者の受益と負担の観点から、大型車(長さ6メートル以上の自動車をいう。以下同じ。)が駐車場を利用する場合の利用料金を新たに設定する。

#### (3) 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

兵庫県立丹波の森公苑の里山スクエアの整備に伴い、当該施設の利用に係る料金の額を改正する等所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

ア 消防法に基づく危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験の実施に関する事務に係る手数料を改める(別表第3関係)。

イ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可等の申請において、移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定による許可を受けた者が申請する場合には、当該事務に係る手数料を6,000円とする(別表第3関係)。

#### (2) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

センターの施設の利用に係る料金について、大型車が駐車場を利用する場合の基準額を1台1回につき1,600円とする(別表第2関係)。

#### (3) 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

利用料金について次のとおり見直しを行う。

区 分		開園 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～閉園	開園 ～17:00	13:00 ～閉園	開園 ～閉園
里山ス クエア	コワーキング スタジオ	1人1時間につき 300円					
	キッチンスタ ジオ	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900

### 3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2(1)アは令和6年5月1日

## 9 〔第32号議案〕 兵庫県税条例の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

- 1 地方税法（以下「法」という。）等の一部改正に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税及び狩猟税に係る規定について所要の整備を行う。
- 2 喫緊の課題である若者への支援や人手不足対策に対応し、引き続き、勤労者の仕事と生活の調和の実現に資する事業に取り組む必要があるため、法人県民税の法人税割の超過課税の実施期間を5年間延長する。

### 第2 制定の概要

#### 1 個人県民税

- (1) 令和6年度分の個人県民税に限り、令和6年度分特別税額控除額（前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）及び控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）の合計人数に1万円を乗じて得た金額を当該特別税額控除対象納税義務者の県民税の所得割の額と市町民税の所得割の額の合計額で除して得た数値に県民税の所得割を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を、特別税額控除対象納税義務者の所得割の額から控除する（附則第9条の6の4関係）。
- (2) (1)の適用がある場合における個人県民税の地方団体に対する寄附金税額控除の特例控除額の控除上限額の算定の基礎となる所得割の額は、(1)の控除をする前の所得割の額とする（附則第9条の6の4関係）。
- (3) 令和7年度分の個人県民税に限り、令和7年度分特別税額控除額（1万円を特別税額控除対象納税義務者の県民税の所得割の額と市町民税の所得割の額の合計額で除して得た数値に県民税の所得割を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国外居住者を除く。）を有する者に限る。）の所得割の額から控除する（附則第9条の6の5関係）。
- (4) 上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例等の規定の適用がある場合における(1)及び(3)の適用については、令和6年度分特別税額控除額及び令和7年度分特別税額控除額を、当該県民税の課税の特例等の規定による所得割の額からも控除する（附則第26条の3から第28条まで、第31条、第32条、第34条、第34条の2の2及び第34条の3関係）。

#### 2 法人県民税

法人県民税の超過課税の実施期間を令和11年9月30日（現行令和6年9月30日）までに開始する事業年度分まで5年間延長する（附則第36条関係）。

#### 3 法人事業税

- (1) 当分の間、前事業年度の事業税について付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課された法人であって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。以下同じ。）が10億円を超えるものが行う事業に対する事業税は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課する（附則第10条の2の3関係）。

(2) 次に掲げる法人が行う事業に対する事業税は、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課する（第33条関係）。

ア 払込資本の額が50億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社（以下「特定法人」という。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

イ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれかの一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる時の当該法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

#### 4 不動産取得税

(1) 宅地建物取引業者等が新築の住宅を取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を令和8年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第15条関係）。

(2) 新築の住宅の用に供する土地の取得に係る減額措置を認める土地の取得から住宅の新築までの経過年数を3年又は4年（本則2年）に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第15条関係）。

(3) 認定長期優良住宅の新築による取得について、その価格から1,300万円（本則1,200万円）を控除する課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第15条の3関係）。

(4) 住宅及び土地の取得に係る税率を3パーセント（本則4パーセント）とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第16条関係）。

(5) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を当該土地の価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第18条関係）。

#### 5 軽油引取税

(1) 免税軽油使用者証（軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面をいう。）の有効期間を、その交付の日から3年以内において知事が免税軽油使用者証に記入した期間（現行3年）とする（第113条の2関係）。

(2) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第21条の4関係）。

(3) 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき行う当該軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第21条の4関係）。

(4) 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、国際約束に基づき締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する（附則第21条の4関係）。

(5) 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における当該軽油の譲渡に対しては、軽油引取税を課さないとする特例措置の適用期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長する

(附則第21条の4関係)。

## 6 狩猟税

次の(1)から(3)までに掲げる措置の適用期限を令和11年3月31日(現行令和6年3月31日)まで延長する(附則第26条及び第26条の2関係)。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員(県内の市町に所属する者に限る。)が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除措置
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が許可を受けた等の場合において従事者証の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除措置
- (3) 狩猟者の登録を受ける者が当該狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、県の区域を対象とする鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における当該者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置

## 7 その他

- (1) 公益信託に関する法律の制定に伴い規定の整備を行う(附則第5条の2、第5条の3及び第10条の3関係)。
- (2) 引用条文を改める等規定の整備を行う(第18条の3、第45条、第45条の2、第45条の8及び第116条並びに附則第8条の3、第9条の4の2、第9条の6、第10条の2の3、第15条、第15条の4、第17条、第33条、第34条、第34条の2の2及び第34条の3関係)。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

令和6年4月1日。ただし、次の(1)から(6)までについては、当該(1)から(6)までに掲げる日

- (1) 第2の2 令和6年10月1日
- (2) 第2の7の一部 令和7年1月1日
- (3) 第2の3(1)及び7の一部 令和7年4月1日
- (4) 第2の3(2)及び7の一部 令和8年4月1日
- (5) 第2の7の一部 公益信託に関する法律の施行の日
- (6) 第2の7の一部 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

### 2 経過措置

第2の1から5までの税目及び地方消費税について、所要の経過措置を定める。

- 3 兵庫県税条例の一部を改正する条例(平成19年兵庫県条例第34号)の一部改正規定の整備を行う(附則第2項関係)。
- 4 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正  
産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例について、2に伴い、規定の整備を行う(附則第6項関係)。

## 10 〔第33号議案〕 青少年愛護条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

民法の一部改正により婚姻による成年擬制の規定が削除され、令和6年4月1日をもって当該規定の適用を受ける者が成年年齢に達することに伴い、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 「青少年」の定義を「18歳未満の者（法律により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。」とする（第2条関係）。
- (2) 刑法の引用条文を改める（第18条関係）。

### 3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2(2)は、公布の日

## 11 〔第37号議案〕兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の制定等により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

### 第2 制定の概要

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、要保護女子の名称を困難な問題を抱える女性に改めるとともに、社会福祉業務手当の対象となる業務のうち、「指導、調査及び判定」を「援助」とし、「一時保護」を「緊急時における安全の確保及び一時保護」とする（第7条関係）。

### 第3 施行期日

令和6年4月1日

## 12 〔第50号議案〕 包括外部監査契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和6年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しようとする。

### 1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

### 2 契約の始期

令和6年4月1日

### 3 契約の金額

12,000千円を上限とする額

### 4 契約の相手方

住 所 西宮市殿山町4番19号

氏 名 えんどう まさひろ 遠藤 真廣

資 格 公認会計士

### 13 [第51～59号議案] 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立のじぎく会館	神戸市中央区山本通4丁目22番15号 公益財団法人兵庫県人権啓発協会 理事長 片山 安孝	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県民の人権意識の高揚を図るため、研修、啓発等の諸事業を行い、もって人権問題の解決に寄与することを目的とし、県及び県内市町が出捐して設立した団体であり、本県の施策と方向性を一にしている。 (2) 人権に関する様々な研修・啓発・研究に係る全県的な事業を展開しており、協会が当該施設を管理・活用することにより、全県拠点施設として発展することが期待できる。	
兵庫県立丹波の森公苑	丹波市柏原町柏原5600 公益財団法人兵庫丹波の森協会 理事長 酒井 隆明	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 県民の生活創造活動支援といった当該施設の目的に合致した事業について、これまで指定管理者として培ってきたノウハウや地域団体との関係性を活用した実施が期待できる。	
兵庫県立尼崎青少年創造劇場	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 西上 三鶴	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 昭和53年の開館から現在に至るまで、45年の長期にわたり尼崎青少年創造劇場の管理運営を受託し、高い利用率を維持するとともに、施設利用者からも高い満足度を得る等優れた管理運営の実績を有している。 (2) 劇場運営や事業運営等に関する高い専門性、経験を有する優れた人材を有しており、施設の特性を最大限に発揮した管理運営業務の実施が見込まれる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立美術館王子分館	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 西上 三鶴	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 平成14年の開館から現在に至るまで、21年にわたり兵庫県立美術館王子分館（原田の森ギャラリー）の管理運営を受託し、高い利用率を維持するとともに、施設利用者からも高い満足度を得る等優れた管理運営の実績を有している。 (2) 造形芸術や美術館運営等に関する高い専門性、経験を有する優れた人材を有しており、施設の特性を最大限に発揮した管理運営業務の実施が見込まれる。	
兵庫県民会館	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 理事長 西上 三鶴	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 昭和43年の開館から現在に至るまで、55年の長期にわたり兵庫県民会館の管理運営を受託し、高い利用率を維持するとともに、施設利用者からも高い満足度を得る等優れた管理運営の実績を有している。 (2) 施設の管理運営に必要な高い専門性、経験を有する優れた人材を有しており、耐震診断に係る利用者対応を適切に行う等、円滑な管理運営業務の実施が見込まれる。	
兵庫県立ひょうご女性交流館	神戸市中央区下山手通4丁目18番1号 一般財団法人兵庫県婦人会館 理事長 友藤 富士子	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県下の各種女性団体に活動・交流の場を提供し、女性の活動の活性化、団体間の連携強化に寄与することを目的として活動しており、女性の社会的地位の向上及び社会参加の促進に向けた本県の取組については十分に熟知するとともに、県の取組とも方向性を一にしている。 (2) 約60年の長きにわたって会館の管理に携わってきた実績を持ち、ノウハウを有している。従来から経理経験のある人材も確保しており、会館管理に必要な知識・技能を有していることが認められる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立神出学園	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長 上田 賢一	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 開園以来、県、教育委員会、民間団体、地域などと連携して神出学園の運営を行い、時々の課題に応じた運営・プログラムの見直しと検証・新規プログラムの創設を行うなど、時代に即応した運営計画を策定する能力を有している。</p> <p>(2) 個人の特性に応じたきめ細やかな支援や多彩な体験プログラム等を通じた自己理解と進路発見のための支援、全寮制による対人関係能力の向上など、青少年の自立支援プログラムを効果的に展開している。</p>		
兵庫県立いえしま自然体験センター	姫路市家島町坊勢字東尾友688番地 兵庫県立いえしま自然体験センター内 一般社団法人いえしま自然体験協会 代表理事 清水 勲夫	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元を代表する団体及び県下青少年団体を中心となって構成されており、事業運営に幅広く関わってきた経験を有することに加え、関係団体の主体的な関わりにより発展性が期待できる。</p> <p>(2) 自然学校や家族利用者の自然体験活動指導だけでなく、ボランティアらが自主的に企画した無人島を活用したキャンプ等、ユニークな事業を年間通じて数多く実施してきたノウハウを蓄積している。</p>		

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究 機構 理事長 五百旗頭 真	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 開館当初（平成14年）から現在に至るまで22年にわたり人と防災未来センターの管理運営を受託し、県内だけでなく国内外からこれまでに900万人を超える来館者に阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信するなど、優れた事業実績を有している。</p> <p>(2) 震災以降、当該団体において蓄積された防災全般にわたる学術成果やシンクタンクとしての専門的知識は、人と防災未来センターで実施する展示や調査研究、人材育成、災害対応支援等の事業を実施するうえで必要不可欠であり、確実な運営が期待できる。</p>	

## 14 [第 160 号議案] 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員 の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、対象となる作業の範囲を広げる等所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

職員の特務手当に関する条例の一部改正

(1) 水防災害応急作業手当の名称を災害応急作業等手当に改める（第3条、第31条の2及び附則第12項関係）。

(2) 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給するものとする（現行：下表の1号に掲げる作業のみが対象）（第31条の2関係）。

区分	対 象 業 務		取 扱	
	重大災害の原因	実 施 す る 作 業	現行 (水防災害応急作業手当)	令和6年1月1日以降 (災害応急作業等手当)
1号	豪雨等異常な 自然現象	堤防等の 巡回監視	450円	同左
		堤防等の 応急作業等	650円	同左
2号	噴 火	災害状況の 調査等	—	650円
3号	異常な自然現象 又は大規模事故	災害警備、 遭難者の救助等	—	530円
4号	異常な自然現象	災害対策本部 設置自治体への 派遣者が行う 連絡調整	—	450円
5号	1～4号に 相当するもの	1号～4号に 相当する作業	—	1～4号相当額

※1 夜間における1号の作業又はこれに相当する作業 600円を加算

※2 著しく危険であると認める3号の作業又はこれに相当する作業 530円を加算

※3 著しく危険であると認める区域内における1号から3号までの作業又はこれらに相当する作業  
当該各号に相当する額を加算

(3) その他規定の整備を行う（附則第8項関係）。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日

#### (2) 適用区分

令和6年1月1日から適用する。

#### (3) 特殊勤務手当の内払

改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2(2)による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。